

報告第 17 号

専決処分の報告について《物損事故（峰山町荒山 R5.5.11）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 7 月 5 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第 1 7 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 6 月 2 2 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町荒山地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 5 月 1 1 日、峰山中学校の学校作業員が学校環境整備のため、峰山中学校プール横の敷地の草刈り作業を行っていた際、草刈り機による飛び石が生じ、作業場所付近を走行していた自動車のフロントガラスに当たり損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 8 9 , 7 9 3 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市大宮町在住 個人